

平成 29 年度 大分県夏季労働災害防止強化期間実施要綱

大分労働局

1 趣旨

大分県下の労働災害による死傷者数は、ここ数年増減を繰り返し、平成 28 年の休業 4 日以上の死傷者数は、「第 12 次労働災害防止計画」（以下「12 次防」という。）の目標 1,004 人を 210 人(20.9%)上回る 1,214 人となったことから、12 次防の最終年である平成 29 年の目標 969 人を達成するためには、更なる強力な取組が必要である。

また、平成 29 年 5 月末現在の全産業の死亡者数は 6 人となり、昨年同期と同数となっている。

さらに、夏季には熱中症をはじめとした労働災害が多発し、台風や集中豪雨による自然災害の復旧工事に係る労働災害の発生も懸念されるところである。

このため、大分労働局では、以下により「大分県夏季労働災害防止強化期間」を設定し、集中的に熱中症対策や「安全の見える化運動」等の労働災害防止対策の推進を図ることとする。

2 実施期間 平成 29 年 7 月 1 日 ～ 8 月 31 日

3 主唱者 大分労働局

4 実施者 県下各事業場、労働災害防止団体及び事業者団体

5 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ① 「安全の見える化運動」の取組等、労働災害防止対策の徹底を図るため、労働災害防止団体、事業者団体等に対して協力を要請する。
- ② 各種会議、集団指導等のあらゆる機会を捉え、本実施要綱及び別紙の重点実施事項について周知徹底を図る。
- ③ 安全衛生パトロールや監督指導等を集中的に実施する。

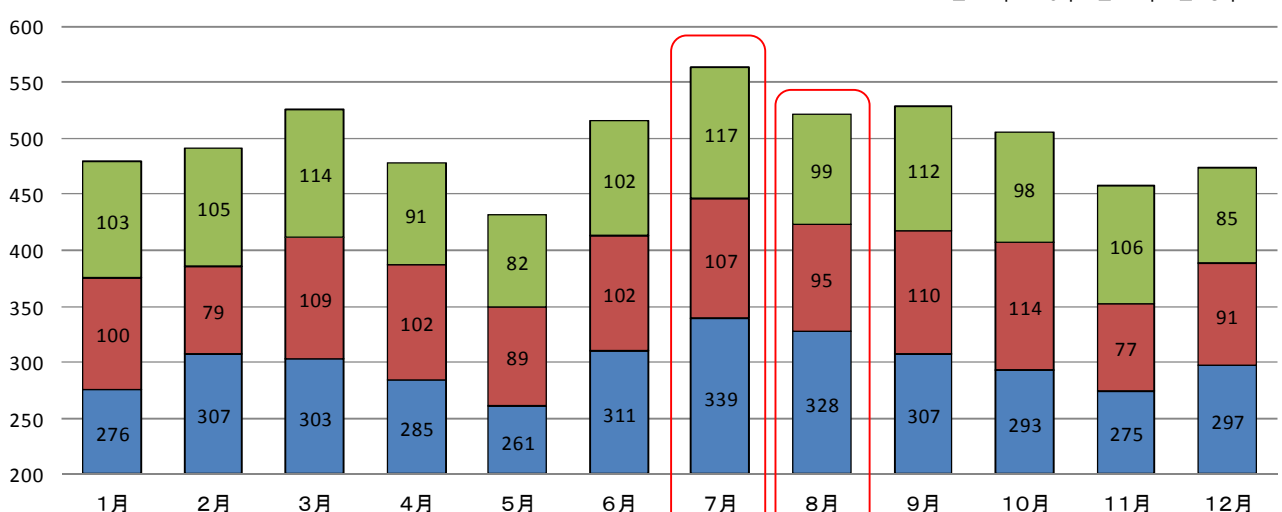
(2) 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項

- ① 傘下の会員事業場に対し、本実施要綱及び別紙の重点実施事項の周知を行い、各会員事業場の取組結果を取りまとめる。
- ② 会員事業場が実施する取組について、積極的な支援・援助を行う。

(3) 事業場の実施事項

- ① 別紙の重点実施事項について、経営トップ自らが自主的な取組を行うとともに、労働者に対する周知徹底を行う。
- ② 経営トップ自らが職場巡視、安全衛生パトロール等を実施し、自主的安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ③ 業種の特性に応じた対策・特定の災害に対する対策を推進する。

大分県の過去5年間の月別死傷災害(休業4日以上)



平成 29 年度 大分県夏季労働災害防止強化期間重点実施事項

～ 安全衛生管理体制を確立し、死亡・重大災害を根絶しよう!! ～

大 分 労 働 局

- 1 全業種における実施事項
 - (1) 安全衛生管理体制の確立
 - (2) 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (3) 自主的な安全衛生活動の促進
 - (4) 「STOP！転倒災害プロジェクト」への取組
 - (5) 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策の徹底
 - (6) 「安全の見える化運動」への取組
 - (7) 熱中症対策の徹底

- 2 業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進
 - (1) 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 - イ 災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化等
 - ウ 食品加工用機械、木材加工用機械等による切れ・こすれ災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置の徹底
 - (2) 建設業における労働災害防止対策
 - ア 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - イ 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
 - ウ 事務所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮等
 - エ 「各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及促進
 - (3) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進
 - ア 荷役作業中の荷台からの墜落・転落災害等（5 大災害）の防止対策の徹底
 - イ 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施等
 - (4) 第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施
 - イ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づくチェックリストを活用した職場の総点検の実施
 - (5) 林業の労働災害防止対策
 - ア 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - イ 間伐作業での安全対策の徹底等
 - ウ 林業安全遵守 5 原則の徹底
 - (6) 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策
 - ア 化学設備の定期自主検査の計画的な実施等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - イ 特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等